

第68回全国青年大会芸能文化の部要項

1. 目的

全国青年大会芸能文化の部は、地域における青年の芸能文化活動の普及振興を目的に実施する。

2. 期 日

2019（令和元）年11月8日（金）～11日（月）

3. 実施種目

- (1) 合 唱
- (2) 郷土芸能
- (3) 写 真 展（1人5点まで）
- (4) 生活文化展（1人5点まで）
- (5) 将 棋（個人戦のみ）
- (6) 意見発表（個人参加のみ）
- (7) のどじまん
- (8) 舞台発表

4. 会 場

各種目別実施要項に定める。

5. 運営上の留意事項

地域青年の総意を結集して、本大会を成功に導くため、町村大会、郡市区大会、都道府県大会と順次盛り上がるよう工夫して、これを本大会に反映させる。郡市区ならびに町村大会においては、都道府県大会の予選を兼ね、青年の総意を結集する。都道府県大会においては、本大会の予選を兼ねて、それぞれの地域の特色ある行事を加える。なお参加者は、原則として都道府県大会で選考のうえ決定する。

6. 参加資格

- (1) 本大会の参加者とは、団長、副団長、総監督、総務、競技別監督、合唱の伴奏者・指揮者、郷土芸能の熟練を要する伴奏者（お囃子、唄い手、その他の楽器演奏者）・スタッフ、写真展・生活文化展の出品責任者、及び選手をいう。
- (2) 日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- (3) 参加者は医師の健康診断を受け、健康であることが照明された者とする。
- (4) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- (5) 過去に生活文化展及び意見発表に定める全国競技会などへの参加実績を有する者は本大会に参加できない（詳細は各種目別実施要項を参照）。
- (6) 前大会において本大会要項を遵守せず、不正（無資格者を出し失格した等）を行った選手は、当該種目について参加することができない。また、その選手が団体種目にエントリーしている場合はそのチーム全員が、個人種目については当該選手が参加できないものとする。

7. 参加条件

- (1) 参加する場合は、全国青年大会前日までに参加費、保険料・大会運営費を納入しなければならない。
- (2) 複数の種目に出場する場合、参加費に限ってはそれぞれ支払うこととする。
- (3) 団体種目に限りオーバーエイジ枠（以下、OA枠（1979（昭和54）年4月1日より前に出生

した者の参加を一部認める)) の適用を認める。

8. 参加費

- (1) 大会参加者は一人3,000円(税別)を11月7日(木)までに支払うこととする。但し写真展及び生活文化展は1点あたり支払うものとする。
- (2) 監督が同一種目において2チーム以上を兼務する場合は一人分の3,000円(税別)を支払うこととする。
- (3) 本大会の参加者は、参加費とは別に大会運営費として1人500円(税込)を支払うものとする。なお、申込後における棄権者の大会運営費は返金しない。
- (4) 各都道府県選手団役員(団長、副団長、総監督、総務)は大会運営費及び保険料のみを支払うこととし、参加費は発生しないものとする。

9. 保 険

大会参加者は、全国青年大会傷害保険に加入するものとする。なお、個人の掛金は278円(税込)とする。ただし、オブザーバーも名簿(氏名および住所、生年月日)の提出により加入することができる。なお、参加選手の棄権に伴う保険料は返金しない。

10. 申 込

- (1) 参加者申込は、日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口から申し込むことを原則とし、所定の申込用紙(別に定める)に記入のうえ、宅配便等の確実な方法で全国青年大会事務局あてに申し込むものとする。
- (2) 申込の締切は9月30日(月)17時必着とする。
- (3) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。ただし、以下の場合はその限りではない。
 - ①本人が病気、けがで入院するなど参加不可能の場合、医師の診断書を、10月18日(金)必着で大会本部に提出すれば参加登録は抹消する。なお、病気、けがなどの理由で参加登録抹消者が発生し、チーム全員の参加が不可能となった場合は、チーム全員の参加登録を取り消す。
 - ②団体競技種目で参加登録抹消者(理由に関わらず)が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。また、入れ替え登録は10月18日(金)必着で大会本部へ所定の様式にて郵送で申請し、なおかつ種目別監督会議での報告を義務とする。入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入替登録を認めない。なお、入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとする。
- (4) やむをえず棄権をする場合は、大会本部(試合当日は競技運営本部)まで必ず届けること。

11. 出演順序

出演順序の決定は主催者が行う。

12. 各種目別監督会議

各種目別に実施する監督会議では参加条件、参加資格、その他要項に関する決定はできない。

13. 表 彰

最優秀賞、優秀賞、努力賞等の表彰をする。ただし、失格者(チーム)が入賞している場合にはその賞を剥奪する。その際、当該賞は空位とし、席位置を繰り上げることはしない。詳細は各種目別実施要項に別途定める。

14. 大会役員などの委嘱

大会役員ならびに競技役員などは、主催者において委嘱する。

15. その他

- (1) 無資格者が参加したときは、合唱、郷土芸能、のどじまん、舞台発表にあつてはチーム全員、写真展、生活文化展、将棋、意見発表にあつては当該選手を失格とする。
- (2) 出場チーム数により、日程を変更することがある。
- (3) 大会参加者は次の事項を守らなければならない。
 - ①参加者は、大会本部が指定する全体行事（別途定める）に参加するものとする。また、競技に関して、エントリーしたものについては、特別の場合（けが等）を除いて必ず参加するものとする。
 - ②都道府県選手団の役員編成は、団長、副団長、総監督、競技別監督、総務とする。
 - ③大会に参加する役員、選手は大会期間中主催者から交付される参加章をつけること。
 - ④監督、選手のユニフォームには特別の定めのある場合を除き、企業名を記したものは一切使用しないこと。
 - ⑤参加者は、大会本部が指定した旅行業者を通じて航空券や乗車券及び宿舎を申し込む。ただし、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県は関東近郊のためこの限りではない。また、沖縄県は指定旅行業者を通じ航空券と宿舎を併せて手配することができないため、宿舎のみ指定旅行業者により手配する。
 - ⑥競技においては、開始式を競技日程に支障のない方法で行うので参加すること。
- (4) 記載のない内容については主催者で判断する。

16. 大会事務局

この大会の事務局は、〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館5階 日本青年団協議会内に置く。